

## 2 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態の意味について

第28条 学校設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余議なくされている疑いがあると認められたとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28号第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

##### イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて県知事へ、事態発生に報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委員会は調査を実施する学

校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行い、学校と一体となって調査を実施する。

### **ウ 調査を行うための組織について**

学校が設置する調査組織は、法第28条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている。「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から以下に掲げる点について内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 調査のための組織に必要な応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- b いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍児童生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- e 保護者や児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

### **エ 事実関係を明確にするための調査の実施**

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、事実関係を明確にし学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

#### **（ア）いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合**

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行うことが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかにな

り、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこととする。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることとする。

#### **(イ) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合**

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などがある。

なお、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちを十分配慮しながら行う。

### **オ その他留意事項**

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

## **② 調査結果の提供及び報告**

### **ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任**

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）につい

て、いじめを受けた児童生徒に対して説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報提供に当たっては、学校の設置者又は、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## **イ 調査結果の報告**

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

## **(2) 調査結果の報告を受けた県知事による再調査及び措置**

### **① 再調査**

上記(1)―②―イの報告を受けた県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事項と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。

なお、この附属機関については、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性の観点からも十分な対応ができないおそれがあり、法にいう重大事態に対応するため、条例に基づき常設する。

### **② 再調査の結果を踏まえた措置等**

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、必要な措置を講ずるものとする。

また、再調査を行った時、知事はその結果を議会に報告するものとする。

## **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

### **1 基本方針の見直しの検討**

いじめの防止等に関する県の施策や学校の施策、重大事態への対処等、県の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、熊本県いじめ問題対策連絡協議会等の組織を用いて、定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等、必要な措置を講じる。

### **2 基本方針策定状況の確認と公表**

学校基本方針について、策定状況を確認、公表する。